注１　契約約款（卸契約約款を除く。）により他の電気通信事業者から提供を受けた移動電気通信役務を利用者に提供する電気通信役務については、「参考事項」の項に、当該他の電気通信事業者の名称を記載するとともに当該契約の契約数等を再掲すること。

２　「報告対象期間」の欄には、報告対象期間中に新たに約し、又は約させた移動電気通信役務の提供に関する契約の数の合計数について記載すること。

３　「報告対象期末」の欄には、報告対象期間の末日における移動電気通信役務の提供に関する契約の数の合計数について記載すること。

４　「２　違約金等」の「契約解除」及び「契約変更」の欄には、報告対象期間中に移動電気通信役務の提供に関する契約の解除又は変更が行われたことにより違約金等が発生した件数についてそれぞれ月別に記載すること。

５　「３　特定経済的利益」の「契約解除」及び「契約変更」の欄には、報告対象期間中に移動電気通信役務の提供に関する契約の解除又は変更が行われたことにより特定経済的利益が剥奪された件数についてそれぞれ月別に記載すること。

６　「剥奪件数」及び「剥奪額」の欄には、報告対象期間中に利用者が特定経済的利益を受けることができないこととなった件数及び当該特定経済的利益の合計額についてそれぞれ月別に記載すること。

７　注１に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

８　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

様式第20の８（第２条の７関係）

［新設］

継続利用割引等の提供状況報告

年度第　四半期

事業者名

月	提供件数	提供額
参考事項		

注１　契約約款（卸契約約款を除く。）により他の電気通信事業者から提供を受けた移動電気通信役務を利用者に提供する電気通信役務については、「参考事項」の項に、当該他の電気通信事業者の名称を記載するとともに当該契約の契約数等を再掲すること。

２　「提供件数」及び「提供額」の欄には、移動電気通信役務の提供に関する契約を一定期間継続して締結していたことに応じて利用者に対して行われる経済的利益の提供件数及び提供額の合計数をそれぞれ月別に記載すること。

３　特定経済的利益に該当する経済的利益については、件数及び額に計上しないこと。

４　注１に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

５　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。